

# 設備貸与制度を利用したい（経営基盤の強化）

## 11

## 小規模企業者等設備貸与制度

（公財）山形県企業振興公社では、小規模企業者等の経営基盤の強化に必要な設備の導入を支援するため、設備の貸与（割賦販売・リース）を行っています。

貸与対象者	○山形県内に事業所があり、市町村民税を完納していること ○原則全業種対象 ○常時雇用の従業員数が50名以下であること	
貸与対象設備	(1) 売買契約及び設置を行っていない機械設備 (2) 付加価値額・経常利益が一定以上向上すると見込まれる機械設備（投資効果は聴き取りで公社が試算します。）	
貸与条件	限度額	100万円～1億円
	期間	(1) 割 賦：3年～10年（設備の法定耐用年数の範囲内） 据置期間 1年未満の範囲内で月単位で選択可能 (2) リース：3年～10年（税務上の適正リース期間の範囲内） 据置期間の設定はありません
	利率 （平成29年 5月現在）	(1) 割 賦：基準利率1.6% (2) リース：基準月額リース料率 3年：2.939%～10年：0.984% （割賦・リースとも経営状況等によりさらに優遇料率設定あり。 詳しくはお問合わせください。）
	保証金	設備金額の5% （割賦のみ、お支払の最終回へ充当します。リースは不要です。）
	連帯保証人	原則第三者不要、代表者は経営者保証ガイドラインに沿って対応
	損害保険	設備には損害保険の付保が義務づけられます。 （割賦：費用は別途企業負担、リース：リース料に含む）
取扱機関	（公財）山形県企業振興公社	

### ●ご利用の方法

お申し込みは、公社窓口又は書類郵送にて随時受付けています。  
月末に締め切り、翌月下旬までに可否をお知らせします。  
その後、1週間ほどで設備の導入が可能です。  
必要書類については、下記までお問い合わせください。

### お問い合わせ先

公益財団法人山形県企業振興公社 総務部  
設備貸与グループ

TEL. 023-647-0661 FAX. 023-647-0666

✉ setsubi@ynet.or.jp

# 設備貸与制度を利用したい（先端技術力の向上）

## 12

## 工業技術力整備機械貸与制度

(公財)山形県企業振興公社では、地域において中核的な機能を有する企業の先端技術力の向上を図るために必要な設備の導入を促進するため、設備の貸与(割賦販売・リース)を行っています。

貸与対象者	○山形県内に事業所があり、市町村民税を完納していること ○常時雇用の従業員が51名以上であること ○原則製造業対象(その他の業種はお問い合わせ下さい。) ○事業の実績が1年以上あること ○事業協同組合等も対象となる場合があります	
貸与対象設備	(1) 売買契約及び設置を行っていない機械設備 (2) 合理化・省力化・技術向上等の効果が見込まれる機械設備	
貸与条件	限度額	300万円～1億円(自動車・超精密等関連産業は1.5億円まで)
	期間	(1) 割 賦: 3年～7年(設備の法定耐用年数の範囲内) 据置期間 月賦: 6ヶ月 半年賦: 1年 (2) リース: 3年～7年(税務上の適正リース期間の範囲内) 据置期間の設定はありません
	利率 (平成29年 5月現在)	(1) 割 賦: 損料率1.6%(固定年率) (2) リース: 月額リース料率 3年: 2.939%～7年: 1.345%(詳しくはお問合せ下さい)
	保証金	設備金額の5% (割賦のみ、お支払の最終回へ充当します。リースは不要です。)
	連帯保証人	原則第三者不要、代表者は経営者保証ガイドラインに沿って対応
	損害保険	設備には損害保険の付保が義務づけられます。 (割賦: 費用は別途企業負担、リース: リース料に含む)
取扱機関	(公財)山形県企業振興公社	

### ●ご利用の方法

お申し込みは、公社窓口又は書類郵送にて随時受付けています。  
月末に締め切り、翌月下旬までに可否をお知らせします。  
その後、1週間ほどで設備の導入が可能です。  
必要書類については、下記までお問い合わせください。

### お問い合わせ先

公益財団法人山形県企業振興公社 総務部  
設備貸与グループ

TEL. 023-647-0661 FAX. 023-647-0666

✉ setsubi@ynet.or.jp

# 設備貸与制度を利用したい（自動車航空機分野）

## 13

## 自動車航空機関連産業設備貸与制度

(公財)山形県企業振興公社では、自動車並びに航空機分野での取引拡大を目指す県内製造業を対象として設備貸与(割賦販売)を行っています。

貸与対象者	○山形県内に事業所があり、市町村民税を完納していること ○常時雇用の従業員数の制限はありません(大企業でも可) ○自動車航空機関連の製造業対象	
貸与対象設備	(1)売買契約及び設置を行っていない機械設備 (2)自動車航空機関連製品の新たな生産、又は生産拡大を行うために必要な機械設備(既存設備の更新は不可)	
貸与条件	限度額	100万円～5,000万円 (総予算額に限りがありますのでお早めにご相談下さい。)
	期間	割賦:3年～10年(設備の法定耐用年数の範囲内) 据置期間3年未満の範囲内で月単位で選択できます。
	損料率	固定年率1.2%(平成29年5月現在) ※リースの設定はありません
	保証金	設備金額の5% (お支払の最終回へ充当します。)
	連帯保証人	原則第三者不要、代表者は経営者保証ガイドラインに沿って対応
	損害保険	設備には損害保険の付保が義務づけられます (費用は別途企業負担)
取扱機関	(公財)山形県企業振興公社	

### ●ご利用の方法

お申し込みは、公社窓口又は書類郵送にて随時受付けています。  
月末に締め切り、翌月下旬までに可否をお知らせします。  
その後、1週間ほどで設備の導入が可能です。  
必要書類については、下記までお問い合わせください。

### お問い合わせ先

公益財団法人山形県企業振興公社 総務部  
設備貸与グループ

TEL. 023-647-0661 FAX. 023-647-0666

✉ setsubi@y-net.or.jp

# 研究開発成果を事業化するための支援を受けたい

## 15

## 中小企業技術革新支援（SBIR）

国等の指定する特定の研究開発補助金等を受けた中小企業者等は、その成果を利用した事業活動を行う場合に、特許料の軽減や日本政策金融公庫の特別貸付制度などの支援を受けることができます。

### ●対象となる方

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき指定される特定の研究開発の補助金や委託費（特定補助金等※）の交付を受けた中小企業者及び事業を営んでいない個人（大学等の研究者等）

※ 毎年度、関係省庁の所管する研究開発のための補助金、委託費、助成金等のうち、「中小企業者等に交付することができ、その成果を利用した事業活動が行えるもの」などの制度の基本方針に沿ったものを、省庁毎に指定しています。

少しでも中小企業者等に交付される可能性のあるものも含め、SBIR特定補助金等は幅広く指定していますので、SBIR特定補助金等の中には、中小企業者等向けではない補助金・委託費等も含まれます。御留意ください。

また、研究開発分野による限定はなく、SBIR特定補助金等を受けて行える研究開発分野は、多岐にわたります。

### ●支援の内容

- (1) 特許料等の減免  
特定補助金等の成果に関する発明特許について特許料等の減免を受けることができます。
- (2) 中小企業信用保険法の特例  
新事業開拓保険制度において、債務保証枠の拡大や担保・第三者保証人が不要な特別枠を利用することができます。
- (3) 日本政策金融公庫の特別貸付制度（新企業育成貸付制度）  
特定補助金等の成果を事業化する際に、新事業育成資金、女性、若者／シニア起業家支援資金、新規開業支援資金、新事業活動促進資金といった低利の特別貸付（特別利率③など）を受けることができます。
- (4) 中小企業投資育成株式会社法の特例  
資本の額が3億円を超える株式会社を設立する場合等も中小企業投資育成会社の投資を受けることができます。
- (5) 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例  
小規模企業設備資金制度の貸付割合を拡充（1／2→2／3）します。
- (6) 国や関係機関の入札への参加機会の特例措置  
参加しようとする入札物件と同等以上の仕様の物件を製造できることなどを証明できれば、入札参加資格のランクにかかわらず、入札参加が可能となる特例措置があります。
- (7) 中小企業者の技術力をPRする場の提供  
中小企業基盤整備機構が運営する中小企業ビジネス支援サイト「J-Net21」にSBIR特設サイトを開設しています。特定補助金等の交付を受けた中小企業者それぞれが、専用ページで研究開発成果やその事業化・商品化情報などを自由に掲載し、PRすることができます。

#### ◆SBIR特設サイト（中小企業ビジネス支援サイト（J-Net21）内）

URL : <http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/>

### ●ご利用の方法

詳しい内容は、下記までお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

東北経済産業局 地域経済部 産業技術課

TEL. 022-221-4897 FAX. 022-265-2349

中小企業が情報化を進めるために必要な、情報化投資を構成する設備等の取得に係る設備資金、また、ソフトウェアの取得やデジタルコンテンツの制作、上映等に係る運転資金の融資を受けることができます。

### ●対象となる方

自社のIT関連機器の整備やソフトウェアの開発、デジタルコンテンツ関連設備の整備など、IT化を図ろうとする中小企業者

### ●支援の内容

#### 【貸付利率】

(1) 基幹業務にITを活用する者であって、複数の情報セキュリティ対策(ネットワーク脅威対策)を講じる者、専門家の支援を受けて事業にIoTを活用する者。…特別利率

(2) その他情報化投資に必要な資金、長期運転資金……………基準利率

#### 【貸付限度額】

中小企業事業：7億2,000万円(うち長期運転資金2億5,000万円)

国民生活事業：7,200万円(うち運転資金4,800百万円)

#### 【貸付期間】

設備資金：中小企業事業 20年以内 国民生活事業 20年以内

運転資金：7年以内

### ●ご利用の方法

下記までお問い合わせください。

### お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫  
国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)  
事業資金相談専用ダイヤル

TEL. 0120-154-505

中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)  
(巻末 関係機関連絡先一覧参照)



これから創業する方や税務申告を2期終えていない方が、事業計画(ビジネスプラン)等の審査を通じ、無担保、無保証人で融資を受けることができます。

### ●対象となる方

次の1~3のすべての要件に該当する方

1 「創業の要件」:新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を2期終えていない方

2 「雇用創出、経済活性化、勤務経験または修得技能等の要件」:

次のいずれかに該当する方。

(1) 雇用の創出を伴う事業を始める方

(2) 技術やサービス等に工夫を加え多様なニーズに対応する事業を始める方

(3) 現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方で、次のいずれかに該当する方  
ア. 現在の企業に継続して6年以上お勤めの方

イ. 現在の企業と同じ業種に通算して6年以上お勤めの方

(4) 大学等で修得した技能等と密接に関連した職種に継続して2年以上お勤めの方で、その職種と密接に関連した業種の事業を始める方

(5) 産業競争力強化法第2条第23項第1号に規定される認定特定創業支援事業を受けて事業を始める方

(6) 地域創業促進支援事業又は潜在的創業者掘り起こし事業の認定創業スクールによる支援を受けて事業を始める方

(7) 公庫が参加する地域の創業支援ネットワークから支援を受けて事業を始める方

(8) 民間金融機関と公庫による協調融資を受けて事業を始める方

(9) 前(1)~(8)までに該当せず創業する者であって、新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分であると公庫が認めたもので、1,000万円を限度として本資金を利用するもの。

(10) 既に事業を始めている場合は、事業開始時に(1)~(9)のいずれかに該当した方

3 「自己資金の要件」:

事業開始前、または事業開始後で税務申告を終えていない場合は、創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金(注1)を確認できる方(注2)

ただし、以下の要件に該当する場合は、自己資金要件を満たすものとします。

(1) 前2(3)~(8)に該当する方

(2) 新商品の開発・生産、新しいサービスの開発・提供等、新規性が認められる方  
ア. 技術・ノウハウ等により新規性が見られる方(注3)

イ. 経営革新計画の承認、新連携計画、農商工等連携事業計画又は地域産業資源活用事業計画の認定を受けている方

ウ. 新商品・新役務の事業化に向けた研究・開発、試作販売を実施するため、商品の生産や役務の提供に6ヵ月以上を要し、かつ3事業年度以内に収支の黒字化が見込める方

(3) 中小企業の会計に関する指針または基本要領の適用予定の方

# 創業資金を借りたい

(注1) 事業に使用される予定のない資金は本要件における自己資金には含みません

(注2) 女性小口創業特例に該当する方も、自己資金の要件を満たすことは必要です。

(注3) 「技術・ノウハウ等に新規性がみられる方」とは、下記の方などがあげられます  
・特許権、商標権などの知的財産権を利用して事業を行う方

・国などから技術開発にかかる補助金の交付決定を受けて事業を行う方

・研究開発者2人以上かつ常勤の役員及び従業員の10%以上を占める方  
(法人設立後2年未満の株式会社に限る)

・試験研究費等が、売上高の5%超を占める方  
(法人設立後、5年以上10年未満の株式会社に限る)

**【資金使途】**      設備資金 運転資金

**【貸付条件】**      限度額      3,000万円以内  
                         担保保証人      原則として不要

**【取扱金融機関】**      日本政策金融公庫(国民生活事業のみ)

## ●ご利用の方法

○直接日本政策金融公庫に申し込んでいただくか、下記にお問い合わせください。

○ビジネスプランの内容、自己資金の要件等について日本政策金融公庫が審査し、申込者あてに通知されます。

○日本政策金融公庫と申込者間で契約が締結され、融資が行われます。

## お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫（巻末 関係機関連絡先一覧参照）  
国民生活事業(個人事業・小規模企業者向け事業資金)  
事業資金相談ダイヤル      TEL. 0120-154-505

## 47 中小企業投資育成株式会社による支援

中小企業投資育成株式会社は、中小企業が発行する株式・新株予約権付社債・新株予約権の引受け、コンサルティングを通じて、中小企業の自己資本充実を支援する機関です。中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることにより、長期安定株主の導入による経営権の安定、経営承継の円滑化、人材の育成等を図ることができます。

### ●対象となる方

資本金の額が3億円以下の株式会社又は資本金の額が3億円以下の株式会社を設立しようとする方。なお、以下の法律に基づく特例による新規投資の場合は、資本金の額が3億円を超えるものであっても投資対象となります。

中小企業労働力確保法、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律、中小企業地域資源活用促進法、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法、大学等技術移転促進法、中小企業新事業活動促進法、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律、農林漁業バイオ燃料法、アジア拠点化推進法、下請中小企業振興法、産業競争力強化法、中心市街地活性化法  
基本的に業種は問いませんが、公序良俗に反する事業や投機的な事業を行う企業は支援対象外となります。

### ●支援の内容

#### 【投資事業】

以下の投資を受けることができます。(投資に関しては、審査があります。)

- (1)増資に際して発行される株式の引受け
- (2)新株予約権付社債の引受け
- (3)新株予約権の引受け
- (4)株式会社の設立に際して発行される株式の引受け

なお、必要に応じて、対象となる企業が保有する自己株式の取得や追加投資を受けることができます。

投資資金は担保が不要な長期安定資金であり、設備投資や研究開発に活用することができます。

また、企業の将来性を評価して投資を行っている投資育成制度を利用することは、単なる資金調達だけでなく、取引先や金融機関等に対する信用力向上が期待できます。

#### 【育成事業(コンサルテーション事業)】

株式、新株予約権付社債、新株予約権を引き受けている投資先企業の信頼できるパートナーとして、以下の支援を行います。

- (1)経営権安定化  
長期安定株主として協力し、分散した株主構成の改善など、一層の安定した経営体制作りをお手伝いします。
- (2)経営承継支援  
長期安定株主として、次世代の経営者への経営体制をバックアップし、スムーズな事業承継を支援いたします。また、豊富なメニューで後継者育成等もお手伝いします。
- (3)ビジネスマッチング  
投資先企業経営者が会するセミナー・勉強会の開催により、相互啓発・異業種交流の場を提供します。販路拡大や業務提携などに繋がるケースもあります。
- (4)人材育成支援  
テーマ別、階層別に多様な研修を提供しており、計画的な人材育成・教育を実施することができます。
- (5)株式上場支援  
株式上場を目指される場合は、中立的な立場から、資本政策の立案や内部管理体制の整備などの株式上場準備をサポートします。

### ●ご利用の方法

下記までご相談ください。

#### お問い合わせ先

東京中小企業投資育成株式会社 業務第三部  
TEL. 03-5469-5853  
URL : <http://www.sbic.co.jp/>



## BCP（事業継続計画）を策定したい

149

### 中小企業BCP（事業継続計画） 策定運用指針

自然災害等による事業中断を最小限にとどめ、中核となす事業の継続・早期復旧を可能とするためのBCP（事業継続計画）の策定が効率的に行えます。

#### ●対象となる方

BCP（事業継続計画）を策定・運用しようとしている中小企業

#### ●支援の内容

中小企業の特性や実情を踏まえ、BCP（事業継続計画）の策定や継続的な運用をして頂くために、「中小企業BCP策定運用指針」を作成しています。

この指針は、BCPを策定するために必要な様式を含め、ホームページで公開しています。

※BCP（事業継続計画）とは

自然災害等の緊急事態に遭遇した場合でも、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続や早期復旧を可能とするために、あらかじめ行うべき活動や事業継続のための手法を決めておく計画のことです。

#### ●ご利用の方法

◆中小企業BCP策定運用指針のホームページをご覧ください。

URL : <http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>

#### お問い合わせ先

東北経済産業局 産業部 中小企業課

TEL. 022-221-4922 FAX. 022-215-9463

## 防災のための施設整備をしたい

150

### 防災施設整備融資制度（BCP融資）

災害等による事業中断を最小限にとどめるために、BCP（事業継続計画）を策定している中小企業の方は、同計画に基づく施設整備に必要な資金の融資を受けることができます。

貸付対象者	中小企業BCP策定運用指針に則り、自ら策定したBCP（事業継続計画）に基づいて、施設の耐震化、消防用設備やデータバックアップサーバの整備などの防災のための施設等の整備を行う中小企業	
貸付条件	限度額	7億2千万円
	期間	20年以内（うち据置期間2年以内）
	利率	基準利率（ただし、2億7千万円を限度として特別利率②（地域防災協定等を締結するなど、地域と連携したBCPに基づく場合は土地に係る資金を含め特別利率②）
	担保・保証条件	経営者本人の個人保証は必要最小限とする。
取扱金融機関	日本政策金融公庫（中小企業事業）	

#### ●ご利用の方法

申し込み時に各機関に必要書類を提出してください。必要書類については下記までお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業  
（中小企業向け長期事業資金）  
事業資金相談ダイヤル. 0120-154-505

# 突然の自然災害から事業を復旧させたい

151

## 災害復旧貸付制度

災害による影響を受けた中小企業の皆様は、事業復旧のための融資を受けることができます。

貸付対象者	災害救助法が適用されるような大規模な災害により、被害を受けた中小企業者	
貸付条件	限度額	【日本政策金融公庫(中小企業事業)】別枠1億5,000万円 【日本政策金融公庫(国民生活事業)】貸付制度ごとの融資限度の額に1災害につき3,000万円を上乗せ
	期間	【日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)】 普通貸付:設備・運転資金ともに10年以内(うち据置期間2年以内) 特別貸付:各貸付制度に定められた期間
	利率	基準利率 (激甚災害等に指定された場合、1,000万円までの金利引下げ措置あり)
	担保保証条件	被災状況に応じ弾力的に対応(注1) (激甚災害等に指定され、一定の要件に該当する場合、3,000万円まで無担保で貸付が可能【日本政策金融公庫(中小企業事業)】) (注1)日本政策金融公庫(中小企業事業)においては、経営者本人の個人保証は必要最小限とする。
取扱金融機関	日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)	

### ●ご利用の方法

申込時に各機関に必要書類を提出してください。必要書類については下記お問い合わせ先にてご確認ください。

#### 【危機対応業務を活用した災害復旧資金】

災害等の国が危機対応業務を行うことが必要と認定した危機においては、商工中金においても日本公庫(中小企業事業)の災害復旧貸付と同様の融資制度を用意しています。なお、対象となる方、支援内容の詳細については、商工中金にお問い合わせください。

※全国各支店一覧についてはホームページをご覧ください。

URL : <http://www.shokochukin.co.jp/tenpo/index.html>

### お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫  
国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)  
中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)  
事業資金相談ダイヤル:0120-154-505  
商工組合中央金庫 お客様サービスセンター  
TEL. 0120-079-366

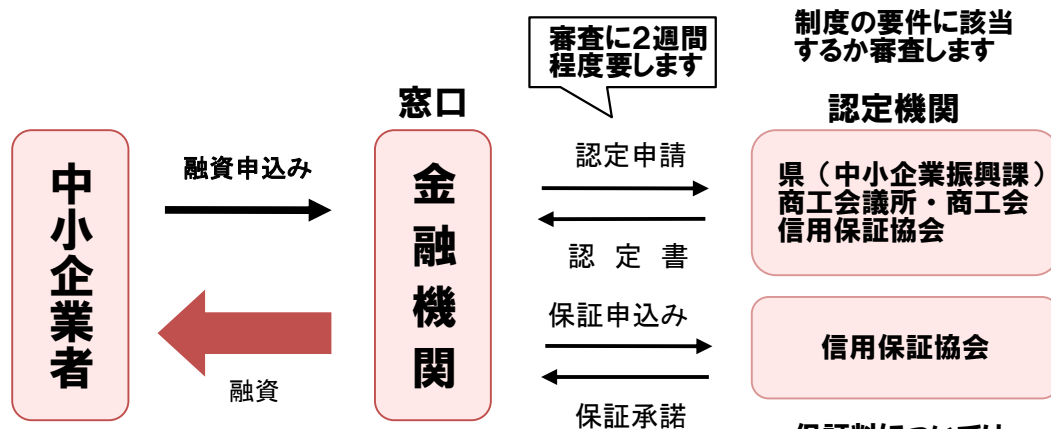
# 事業資金（設備資金・運転資金）の融資を受けたい

175

## 山形県商工業振興資金

県内企業の経営の安定や競争力の強化に必要な資金を融資します。本県商工業の振興と地域経済の活性化を目的としています。県が金融機関に融資原資の一部を預託することにより、低利融資を実現しています（産業立地促進資金は市町村も預託を行います）。

まずは金融機関にご相談ください



※融資・保証に際しては金融機関・保証協会の審査があります。ご希望どおりにならない場合もありますのでご了承ください。

### ●利用できる方

ご利用いただける方は、原則として、県内に本店（又は主たる事業所）がある中小企業者です。（中小企業者とは、中小企業信用保険法第2条第1項で規定する中小企業者です。）

業種	資本金	従業員
製造業、建設業、運輸業、 その他下記以外の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

※資本金又は従業員のうち、どちらか一方が適合すれば、該当します。  
※個人事業主又はNPO法人（一部対象外）も対象となります。

### ●取扱金融機関

山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、七十七銀行（山形支店）、北都銀行（酒田支店）  
山形信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、新庄信用金庫  
山形中央信用組合、北郡信用組合、山形第一信用組合  
商工中金（山形支店・酒田支店）

# 事業資金（設備資金・運転資金）の融資を受けたい

## 平成29年度 山形県商工業振興資金 一覧

資金名	貸付対象者《融資を受けられる方》 県内に本店（又は主たる事業所）がある中小企業者で以下の要件に該当する方	利率 （固定金利）	限度額 （運転資金の限度額）	期間 （据置期間） 設：設備 運：運転	認定機関	備考
産業活性化支援資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新商品、新サービスを提供するための設備投資を行う方</li> <li>・技術力・生産性の向上を図るための設備投資を行う方</li> <li>・省エネルギー化を図るための設備投資を行う方</li> <li>・集客力を高めるための店舗整備を行う方</li> <li>・試験研究や新商品の開発を行う方</li> </ul>	1.6%	1億5千万円 (5千万円)	設15年 ※ 建物の新築の場合20年 (2年) 運 7年 (2年)	県 (中小企業振興課)	<p>【金利優遇(△0.2%)】 「山形いきいき子育て応援企業認定制度」で下記イ～ハのいずれかに該当 イ「実践(ゴールド)企業」若しくは「優秀(ダイヤモンド)企業」の認定を受けた方 ロ「宣言企業」に登録し、平成27年度以降に女性を管理職に登用した方(3人目まで)又は女性を役職に登用した方(1回限り) ハ 女性を初めて役員に登用し「女性役員登用支援金」の交付を受ける方</p>
地域産業振興特別資金	<p>① ・「やまがた農商工連携ファンド」からの助成を受けて事業を行う方 ・「食産業王国やまがた推進事業費補助金」を受けて事業を行う方 ・「新連携」、「経営力向上計画」、「地域資源活用事業」、「農商工等連携事業」の認定を受けて事業を行う方 ・「中心市街地活性化基本計画」に掲げる事業を行う方 ・BCP(事業継続計画)に基づく対策を行う方 ・事業用建築物の耐震改修を行う方(☆)</p> <p>② ・自動車、自動車部品、航空機部品、有機エレクトロニクス関連製品、バイオ技術を活用する事業又は再生可能エネルギー発電設備の生産設備を導入する方 ・「経営革新」の承認を受けて事業を行う方 ・新分野進出を行う方</p>	<p>① 1.4%</p> <p>② 1.2%</p>	2億円 (8千万円) ※左欄(☆)については、3億円 (設備資金のみ)	設15年 ※ 建物の新築の場合20年 (2年) 運 7年 (2年)	県 (中小企業振興課)	<p>【金利優遇(△0.2%)】 ②の要件に加え、従業員20名以下(商業・サービス業は5名以下、ただし宿泊業・娯楽業は従業員20名以下)の小規模企業者</p>
中小企業トータルサポート貸付	<p>③ 「ものづくり・サービス補助金」、「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」、「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」、「中小企業トータルサポート補助金(やまがた地域産業応援基金の助成を含む。)」又は「中小企業スーパーサポート補助金」を受けて事業を行う方</p>	③ 1.0%				
事業承継支援資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業継承が困難な事業者から事業資産等の譲渡を受け、県内において当該事業を承継する方</li> <li>・第二創業を行う方</li> <li>・後継者による経営権の集約を目的として、自社の株式を取得する方</li> <li>・中小企業経営承継円滑化法に基づき、経済産業大臣の認定を受けた方</li> </ul>	1.0%	2億円 (8千万円)	設15年 ※ 建物の新築の場合20年 (2年) 運 7年 (2年)	県 (中小企業振興課)	
開業支援資金	<p>① 県内で新たに中小企業者として開業する方</p> <p>② 廃業経験のある方で、廃業後5年以内に再起業に取り組む方</p>	<p>① 1.2%</p> <p>② 1.9%</p>	①5千万円 ②1千万円	<p>① 設15年 ※ 建物の新築の場合20年 (3年)</p> <p>② 設10年 (3年)</p> <p>①② 運10年 (2年)</p>	開業先の商工会、商工会議所(NPO法人は県)	<p>【金利優遇(△0.2%)】 ①の要件に加え、創業塾修了者、やまがたチャレンジ創業応援事業費補助金を受けた方、女性創業者、若者(30歳以下)又はシニア(55歳以下)</p>

# 事業資金（設備資金・運転資金）の融資を受けたい

資金名	貸付対象者《融資を受けられる方》 県内に本店(又は主たる事業所)がある中小企業者 で以下の要件に該当する方	利率 (固定金利)	限度額 (運転資金の 限度額)	期間 (据置期間) 設:設備 運:運転	認定 機関	備 考
観光振興 資金	① 観光施設の整備を行う方 ② 旅館・ホテルの改修を行う方	1.4%	① 1億5千万円 (5千万円) ②3億円 (設備資金の み)	設15年 ※建物の新築 の場合20年 (2年) 運7年 (2年)	県 (中小企業 振興課)	
産業立地 促進資金 (県外企業・ 大企業でも 利用可能)	① 県内の工業団地等に立地しようとする方 ② 県内に大規模な立地を行う方又は県外企業 (製造業又は山形県企業立地促進補助金を 受けて物流関連施設を立地しようとする方 若しくは本社機能を移転しようとする方に限 る)で県内に新たに立地する方 ③ 県内工業団地等に立地している方又は②を 利用して立地した方であって増設・増築を行う 方	0.7%	20億円	設20年 (3年) 運15年 (3年)	県 (中小企業 振興課)  立地予定先 の市町村	・立地先市町村の 認定も必要 ・県外企業及び大企 業も利用可能
環境保全 促進資金	産業廃棄物処理施設を整備する方	1.6%	3億円 (5千万円)	設15年 ※建物の新築 の場合20年 (2年) 運7年 (2年)	県 (中小企業 振興課)	
小規模企 業資金	従業員20名以下(商業・サービス業は5名以下) の小規模企業者 ① 県特 … 原則として無担保 ② 特別小口 … 無担保・無保証人 ③ 小口零細 … 保証付き融資残高が1,250万 円以下の方(原則として無担保)	① 1.9% ②③ 1.8%	①3千万円 ②1,250万円 ③1,250万円※ ※既存の保証 付融資残高 を含む	設7年 (2年) 運7年 (2年)	信用保証 協会	①②は商工会議所若 しくは商工会又は市町 村の意見書が必要
経営安定 資金	① 最近3か月の売上高又は売上総利益が過去 3年以内のいずれかの年の同期に比べ5% 以上減少し、経営に支障をきたしている方 ② 取引先、他社の倒産等により、経営に支障を きたしている方 ③ 「指定業種」を営んでおり、最近3か月の売上 高が前年同期に比べ減少し経営に支障をきた している方 ④ 局地的な災害により被害を受け、経営に支障 をきたしている方	1.6%	①②③ 8千万円 (運転資金) ④ 8千万円 (8千万円)	①②③ 7年 (2年) ④ 設10年 (2年) 運10年 (2年)	①②③ 商工会、 商工会議所 (NPO法人 は県) ④ 県 (中小企業 振興課)	・③の「指定業種」と は、中小企業信用保 険法第2条第5項第 5号の規定に基づき 経済産業大臣が指 定した業種をいま す ・④の「局地的災害」とは、 山形県内で発生した災 害で、県が指定したも の(平成29年4月1日現在、 指定災害はありません)
地域経済 変動対策 資金	・原材料価格高騰の影響により、売上高又は売上 総利益が前年同期に比べ減少し、かつ売上高 に対する「売上原価」の割合が前年同期に比べ 増加し、経営に支障をきたしている方 ・蔵王山の火口周辺警報の発表の影響により、 最近1か月の売上高が前年同期に比べ減少し、 かつ以後2か月の売上高が前年同期に比べ 減少する見込みで、経営に支障をきたしている 方	1.6%	5千万円 (運転資金)	10年 (2年)	県 (中小企業 振興課)	【取扱期間】 平成27年4月1日～ (原材料価格の高騰) 平成27年4月24日～ (火口周辺警報) 県が別途指定する日
中小企業 再生支援 資金	① 中小企業再生支援協議会の支援を受けなが ら経営再建に取り組む方 ② 金融機関の支援を受けながら経営再建に取 り組む方 ③ 法的整理申立から再生計画認可後3年を経 過するまでの方であって、経営再建に取り組 む方 ④ 私的整理手続き中であって、経営再建に取 り組む方	2.1%	8千万円 (5千万円)	①② 設15年 (2年) 運10年 (2年) ③ 設10年 (2年) 運7年 (2年) ④3年	県 (中小企業 振興課)	①②の場合は事前に 経営改善計画を策定 している必要があります  【金利優遇(△0.2%)】 ②の要件に加え、中小 企業支援機関の専門家 派遣事業を受けた方



# 事業資金（設備資金・運転資金）の融資を受けたい

資金名	貸付対象者《融資を受けられる方》 県内に本店（又は主たる事業所）がある中小企業者で以下の要件に該当する方	利率 (固定金利)	限度額 (運転資金の限度額)	期間 (据置期間) 設:設備 運:運転	認定機関	備考
再生可能エネルギー発電事業促進資金 (①は県外企業・大企業でも利用可能)	① 再生可能エネルギーを活用した大規模な（発電出力が概ね1,000kW以上）電力供給事業を行う方 ② 中小規模の再生可能エネルギー発電設備を導入する方	① 1.3% ② 1.6%	①20億円 (設備資金のみ) ② 3億円 (設備資金のみ)	①20年 (3年) ②20年 (2年)	県 (中小企業振興課)	風力・地熱・水力・バイオマス発電事業を行う方は、「同資金利子補助事業費」により利子補給の対象になる場合があります 【利子補給回数】 年2回 上期(4~9月分) 下期(10~3月分) 【利子補給期間】 平成30年度末まで
環太平洋パートナーシップ(TPP)協定等対応資金	① TPP協定、自由貿易協定(FTA)、経済連携協定(EPA)等の発効(準備を含む)に伴う増産や受注増加等に対応するための設備投資を行う方 ② TPP協定、FTA、EPA等の発効により、最近3か月の売上高又は売上総利益が過去3年以内のいずれかの年の同期に比して減少し、経営に支障をきたしている方	① 1.6% ② 1.6%	① 1億5千万円 (5千万円) ② 5千万円 (運転資金)	① 設15年 (2年) 運7年 (2年) ② 運10年 (2年)	県 (中小企業振興課)	・①はTPP協定、FTA、EPA等が発効前でも利用できます。 ・②はTPP協定、FTA、EPA等が発効後に利用できます。
経営改善サポート借換資金	信用保証協会の条件変更改善型借換保証を利用して、既往の保証付き融資の借換を行うとともに、新商品の開発や新サービスの提供などの新たな事業活動を行うことにより、経営改善が見込まれる方	2.1%	8千万円 (8千万円)	設15年 (2年) 運15年 (2年)	県 (中小企業振興課)	条件変更改善型借換保証を利用するためには、事前に事業計画を策定する必要があります
流動資産担保資金	信用保証協会の流動資産担保融資保証を利用する方	1.9%	3千万円 (3千万円)	1年	信用保証協会	

※限度額及び期間は上限を定めるものであり、ご希望どおりにならない場合があります。  
市場金利の動向等により、金利は変更になる場合があります。

## お問い合わせ先

山形県商工労働部 中小企業振興課 金融担当  
TEL. 023-630-2359 FAX. 023-630-3267

山形県信用保証協会  
TEL. 023-647-2247 FAX. 023-647-3201

最寄りの商工会・商工会議所、取扱金融機関

※まずは金融機関にご相談ください。

# 事業資金（設備資金・運転資金）の融資を受けたい

176

## マル経融資（経営改善貸付）

商工会、商工会議所の経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。

貸付対象者	以下のすべての要件を満たす方 ・従業員数が下記に該当する小規模事業者であること （法人役員、個人事業主本人、家族従業員、パートタイマーを除く） 商業・サービス業・・・5人以下 （宿泊業・娯楽業は20人以下） 製造業・建設業、その他業種・・・20人以下 ・商工会、商工会議所の経営指導を原則として6か月以上受けている ・最近1年以上、同一商工会・商工会議所の地区内で事業を行っている ・商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる ・税金（所得税、法人税、事業税、住民税、消費税）を完納している	
資金用途	設備資金・運転資金	
貸付条件	限度額	2,000万円 ※但し、1,500万円超の場合は事業計画書の提出、また半年ごとに事業進捗状況の報告が必要です。
	期間	設備資金10年以内 運転資金 7年以内
	利率	1.11%（平成29年4月12日現在） 融資利率は金融情勢により変わることがあります。 詳しくは最寄りの商工会・商工会議所でご確認ください。
	担保・保証人	無担保・無保証人
取扱機関	最寄りの商工会・商工会議所	

### ●ご利用の方法

ご利用・ご相談を希望される方は、最寄りの商工会・商工会議所までご連絡ください。

### お問い合わせ先

最寄りの商工会・商工会議所  
（巻末 関係機関連絡先一覧参照）

# 一時的に資金繰りが厳しいので融資を受けたい

177

## セーフティネット貸付制度

一時的に資金繰りに支障をきたしているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業の皆様は融資を受けることができます。

### ①経営環境変化対応資金

貸付対象者	社会的、経済的環境の変化(物価高騰、円高、株安、経済不安など)の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているものの中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方 (注)利益が増加していても経常損失が生じる等、特定の要件を満たす場合は対象となります。	
貸与条件	限度額	【日本政策金融公庫(中小企業事業)】7億2,000万円 【日本政策金融公庫(国民生活事業)】4,800万円
	期間	設備資金15年以内 運転資金 【国民生活事業】8年以内 【中小企業事業】8年以内
	利率	【国民生活事業】基準利率、特別利率R、特別利率U ほか 【中小企業事業】基準利率(運転資金に限り、一定の要件に該当する場合は利率の控除(0.2%または0.4%)の適用可能)
	保証条件	【日本政策金融公庫(中小企業事業)】 経営者本人の個人保証は必要最小限とする。

### ②金融環境変化対応資金

貸与対象者	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしているものの、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる方	
貸与条件	限度額	【日本政策金融公庫(中小企業事業)】既往残高に関らず1億5千万円 (H30年3月31日までは3億円) 【日本政策金融公庫(国民生活事業)】別枠4,000万円
	期間	設備資金 15年以内 運転資金 8年以内
	利率	【国民生活事業】基準利率 【中小企業事業】基準利率
	保証条件	【日本政策金融公庫(中小企業事業)】 経営者本人の個人保証は必要最小限とする。

# 一時的に資金繰りが厳しいので融資を受けたい

## ③取引企業倒産対応資金

貸付対象者	関連企業の倒産により、経営に困難をきたしている方	
貸付条件	限度額	【日本政策金融公庫(中小企業事業)】別枠1億5,000万円 【日本政策金融公庫(国民生活事業)】別枠3,000万円
	期間	8年以内
	利率	基準利率、倒産対策利率
	保証条件	【日本政策金融公庫(中小企業事業)】 経営者本人の個人保証は必要最小限とする。

### ●取扱金融機関

日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)

### ●ご利用の方法

詳しい内容、必要書類については、日本政策金融公庫までお問い合わせください。

## ④危機対応業務を活用したセーフティネット貸付

国が危機対応業務を行うことが必要と認定した危機(平成29年3月現在、デフレ脱却等)において、対象となる中小事業者の皆様の資金繰りを支援するため、指定金融機関である商工中金において、日本公庫(中小企業事業)のセーフティネット貸付(経営環境変化対応資金)と同様の融資制度をご用意しています。

### ●取扱金融機関

商工中金

### ●ご利用の方法

対象となる方、支援内容の詳細については、商工中金までお問い合わせください。

## お問い合わせ先

【①②③について】  
株式会社日本政策金融公庫  
(巻末 関係機関連絡先一覧参照)

【④について】  
商工中金  
(巻末 関係機関連絡先一覧参照)

創業・新事業や企業再建等に取り組む中小企業の皆様のうち、地域の企業立地の維持・促進に資する事業を行う方には、資本性資金等の融資を受けることができます。

### ● 支援の内容

	国民生活事業	中小企業事業
貸付対象者	<b>【対象貸付制度】</b> 適用できる主な融資制度 1 新規開業資金 2 女性、若者／シニア起業家資金 3 新事業活動促進資金 4 企業再建・事業承継支援資金 5 中小企業経営力強化資金  <b>【対象要件】</b> 以下のいずれの要件も満たす必要あり 1 地域経済の活性化にかかる事業を行うこと 2 税務申告を1期以上行っている場合、原則として所得税等を完納していること	<b>【対象貸付制度】</b> ①新企業育成貸付(新事業育成資金等) ②企業再生貸付(企業再建資金等) ③企業活力強化貸付(事業承継・集約、活性化支援資金等) ※別途、貸付制度ごとの要件あり  <b>【対象要件】</b> 以下のいずれかの要件を満たす必要あり (1)地域経済振興に資する事業 (2)地域社会に不可欠 (3)先進性、新規性又は技術力が高い事業
貸付限度額	1貸付先あたり4,000万円	1貸付先あたり3億円
貸付利率	資本性ローン利率(7.25%~0.9%) ※ご融資後1年ごとに、直近決算の業績に応じて、3区分の利率が適用されます。	劣後ローン利率(5.95%~0.4%) ※適用した貸付制度に基づき、貸付後1年ごとに、直近決算の業績に応じて、3区分の利率が適用されます。
貸付期間	5年1ヶ月以上15年以内	5年1ヶ月、7年、10年、15年
担保・保証人	無担保・無保証人	無担保・無保証人

(注)本特例の資金は、金融検査上自己資金とみなしうる資本性劣後ローンとなります。法的倒産となった場合、本制度の資金は当該貸付先に対する全ての債権(償還順位が同等以下のものを除く)に劣後します。

### ● ご利用の方法

申し込み時に各機関に必要書類を提出してください。  
必要書類については各機関にお問い合わせください。

### お問い合わせ先

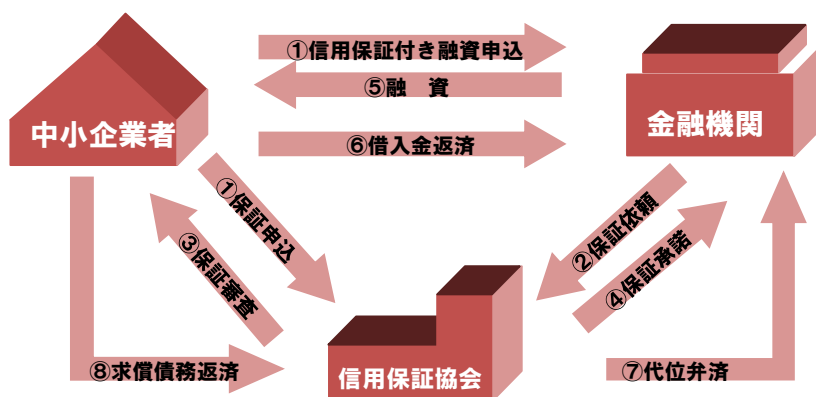
株式会社日本政策金融公庫  
(巻末 関係機関連絡先一覧参照)



信用保証制度とは、中小企業者の皆様が金融機関から事業資金の融資を受ける際、保証協会の保証により借入れを受けやすくし、企業の育成を金融の側面から支援する制度です。

### ●信用保証のしくみ

- ①中小企業者  
信用保証協会、あるいは金融機関などへご相談ください。
- ②金融機関  
信用保証協会に信用保証を依頼します。
- ③信用保証協会  
中小企業者の皆様の保証審査を行います。
- ④信用保証協会  
保証審査の結果、信用保証を適当と認めた場合、金融機関に信用保証書を発行します。
- ⑤金融機関  
信用保証書に基づき融資を実行します。
- ⑥中小企業者  
金融機関を通じて、信用保証料をご負担していただきます。
- ⑦信用保証協会  
融資条件に基づき、借入金を金融機関に返済してください。
- ⑧中小企業者  
万一、何らかの事情により返済ができなくなった場合は、金融機関からの請求に基づき、借入金の残債務を中小企業者に代わって返済(代位弁済)します(求償債務の発生)。
- ⑨中小企業者  
代位弁済を受けた後は、企業の体力・状況等に応じた新たな条件で、直接信用保証協会に求償債務を返済します。



### ●信用保証協会利用のメリット

- ①融資がスムーズに受けられ、借入枠が拡大します。  
信用保証協会が公的な「保証人」となり、金融機関にとっても債権が保全されるため、融資が受けやすくなり、金融機関プロパー融資との併用により借入枠が拡大します。
- ②資金繰りが安定します。  
保証利用により長期資金の導入が容易になり、財務体質の強化や改善が図られ、前向きに事業経営に専念できます。また、「借換保証」を利用することにより、返済負担軽減が図られます。
- ③ニーズにあった融資が受けられます。  
新規開業の方、流動資産を有効に活用したい方等、各種資金需要に対応した信用保証制度が利用できます。また、県・市町村制度の活用により、信用保証料や金利負担の軽減が図られます。
- ④資金の効率化が図られます。  
「事業者カードローン」「当座貸越根保証」等の利用によって、必要な時に資金調達ができ、弾力的な資金運用が可能となり、資金の効率化が図られます。
- ⑤企業のステータス向上に役立ちます。  
特定社債(私募債)の発行を保証する「特定社債保証」を利用すれば、資金調達の多様化が図られます。この制度は、一定の財務基準を満たす必要があるため、企業のステータス向上にも役立ちます。
- ⑥信用保証料は損金として処理できます。  
信用保証料は、税法上、費用として認められています。

### お問い合わせ先

山形県信用保証協会  
(巻末 関係機関連絡先一覧参照)

## 創業等関連保証制度・創業関連保証制度 ・支援創業関連保証制度

これから創業する方、事業を始めて間もない方を支援する保証制度です。円滑な創業資金の調達が出来ます。

### ●対象となる方

次のいずれかに該当する方が対象となります。

#### 【創業等関連保証】

- ①事業を営んでいない個人が借入額と同額以上自己資金を有し、1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画のある方
- ②事業を営んでいない個人が借入額と同額以上の自己資金を有し、2か月以内に新たに会社を設立し事業を開始する具体的計画のある方
- ③中小企業者である会社が新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画のある方
- ④事業を開始した日から5年を経過していない中小企業者である個人の方
- ⑤設立の日から5年を経過していない中小企業者である会社
- ⑥分社化し設立した日から5年を経過していない中小企業者である会社

#### 【創業関連保証】

上記「創業等関連保証」のいずれかに該当する方。  
ただし、①②の自己資金要件はありません。

#### 【支援創業関連保証】

認定特定創業支援事業(※)により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて行う創業であって、上記「創業等関連保証」③～⑥および下記の事項に該当する方

- ①事業を営んでいない個人が6か月以内に事業を開始する方
  - ②事業を営んでいない個人が6か月以内に会社を設立し事業を開始する方
- (※)市町村が創業希望者に対して行う継続的な支援で、経営・財務・人材育成・販路開拓等の創業支援事業

### ●支援の内容

#### 【保証限度額】

創業等関連保証	1,500万円
創業関連保証	1,000万円
支援創業関連保証	1,500万円

#### 【保証料率】

1.0%

(県商工業振興資金開業支援資金等を利用した場合、県・市町村からの保証料補給により保証料が軽減される場合があります。)

#### 【保証期間】

10年以内

#### 【担保】

不要

#### 【保証人】

創業等関連保証 法人:代表者、個人:不要

創業関連保証・支援創業関連保証 法人:原則代表者(実質経営者を含む)、個人:原則不要

#### 【その他】

創業された方のその後の業況把握とともに、安定的な経営をサポートすることを目的に、アンケートを実施しています。アンケート調査に基づき、お客様からの要望に応じて、専門家を派遣し様々なお悩みを解決します。

### ●ご利用の方法

- ・金融機関を通じて申し込むこととなります。
  - ・協会所定の保証申込書類、創業・再挑戦計画書の提出が必要となります。
- なお、必要書類の詳細については、下記までお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

山形県信用保証協会  
(巻末 関係機関連絡先一覧参照)

自ら事業計画を策定し、経営力強化に取り組む方を支援する保証制度です。  
中小企業者の皆様の経営改善のため、金融機関や支援機関と連携して支援を行います。

### ●対象となる方

金融機関及び認定経営革新等支援機関(※)の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び金融機関への当該計画の進捗報告を行う方が対象となります。

(※)中小企業経営力強化法に基づき国から認定を受けた専門的知識、実務経験がある金融機関や税理士法人など

### ●支援の内容

#### 【保証限度額】

普通保証 2億円以内

無担保保証 8,000万円以内

中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円以内

#### 【保証料率】

責任共有制度の対象の場合 0.45%～1.75%

責任共有制度の対象外の場合 0.5%～2%

原則、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用。

#### 【保証期間】

一括返済の場合 1年以内

分割返済の場合 運転資金5年以内、設備資金7年以内

ただし、本制度によって保証付きの既往借入金を借り換える場合は、10年以内。

なお、据置期間はそれぞれ1年以内。

#### 【担保】

必要となる場合があります。

#### 【保証人】

原則として、法人は代表者(実質経営者を含む)、個人は原則不要

### ●ご利用の方法

・金融機関を通じて申し込むことになります。

・信用保証協会所定の保証申込書類の他、以下の書類が必要となります。

①「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書

②事業計画書(申込人が策定したもの)

③認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面

(事業計画書に記載されている場合は不要)

なお、必要書類の詳細については、下記までお問い合わせください。

### お問い合わせ先

山形県信用保証協会  
(巻末 関係機関連絡先一覧参照)

# 取引先の倒産・自然災害などで資金繰りが厳しいので保証を受けたい

182

## 信用保証協会による セーフティネット保証制度

取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障を生じている中小企業者の皆様へ、一般の保証枠とは別枠での保証を行います。

### ●対象となる方

次に挙げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けた方

- 1号 大型倒産発生(※)により影響を受けている中小企業者
- 2号 取引先企業のリストラ等(※)により影響を受ける中小企業者
- 3号 突発的災害(事故等)(※)により影響を受ける中小企業者
- 4号 突発的災害(自然災害等)(※)により影響を受ける中小企業者
- 5号 全国的に業況の悪化している業種(※)に属する中小企業者
- 6号 金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者
- 7号 金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)(※)に伴って借入れが減少している中小企業者
- 8号 整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性があると判断される者

(※)具体的には、案件ごとに経済産業大臣が指定します。

なお、対象となる中小企業者の具体的な基準については、中小企業庁ホームページ  
[http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_gaiyou.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm)  
または各市町村の窓口にお問合わせください。

### ●支援の内容

#### 【保証限度額】

(一般保証限度額)  
普通保証 2億円以内  
無担保保証 8,000万円以内  
無担保無保証人保証 1,250万円以内

+

【別枠】セーフティネット保証限度額  
・普通保証 2億円  
・無担保保証 8,000万円  
・無担保無保証人保証 1,250万円

#### 【保証料】

セーフティネット1号～6号は0.8%、7号、8号は0.68%となります。

### ●ご利用の方法

対象となる中小企業者の方は、登記上の住所地又は事業実態のある事業所(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市町村の商工担当課等の窓口にて認定申請書2通を提出(その事実を証明する書面等を添付)し、認定を受け、希望の金融機関又は所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付融資を申し込むこととなります。  
その後、金融審査を経て、融資及び保証の可否が決まります。

### お問い合わせ先

山形県信用保証協会  
(巻末 関係機関連絡先一覧参照)

中小企業者の皆様の月々の返済額を軽減し、中小企業者の資金繰りの円滑化を図ります。

### ●対象となる方

- ・保証申込時点において、保証付きの既往借入金の残高がある方
  - ・セーフティネット保証による借換えを利用する場合は、セーフティネット保証の認定を受け適切な事業計画を有している方
- なお、セーフティネット保証の認定については「セーフティネット保証制度」のページをご覧ください。

### ●支援の内容

保証付借入金の借換え、複数の保証付借入金の一本化等が可能です。  
ただし、信用保証協会の保証付きの貸付で金融機関が旧債務を借り手企業の意に反して返済させること(旧債振替)は禁止されています。

#### 1 緊急保証の借換え

セーフティネット保証の要件に該当する方は、セーフティネット保証で借換え、それ以外の方は、一般保証での借換えとなります。借換えにあたっては、追加的に新たな融資(増額融資)を受けることもできます。

##### ■保証条件

- ・セーフティネット保証で借換える場合は、事業計画書の作成等が必要となります。  
また、保証期間は原則として10年(据置期間1年以内を含む)以内となります。
- ・一般保証で借換える場合は、通常の保証における保証条件と同じです。

#### 2 一般保証、セーフティネット保証及び中小企業金融安定化特別保証の借換え

セーフティネット保証の要件に該当する方は、セーフティネット保証で借換え、それ以外の方は、一般保証での借換えとなります。借換えにあたっては、追加的に新たな融資(増額融資)を受けることもできます。

##### ■保証条件

- ・セーフティネット保証で借換える場合は、事業計画書の作成等が必要となります。  
また、保証期間は原則として10年(据置期間1年以内を含む)以内となります。
- ・一般保証で借換える場合は、通常の保証における保証条件と同じです。

#### 3 条件変更改善型借換保証による借換え

経営者に事業改善の意欲があるにもかかわらず、返済条件の緩和の実施により前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業者を対象に、既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借り換え、更に事業資金を追加することができます。

##### ■保証条件

- ・本制度を利用する場合は、状況説明書等の作成が必要となります。  
また、保証期間は15年以内となります。

### ●経営力強化保証による借換

認定支援機関の力を借りながら経営改善に取り組む場合に、信用力に応じた保証料率から概ね0.2%引き下げる経営力強化保証による借換えを利用することも可能です。

### お問い合わせ先

山形県信用保証協会  
(巻末 関係機関連絡先一覧参照)



## 経営全般について助言を受けたい(保証利用(予定)企業)

184

### 専門家派遣事業 (山形県信用保証協会)

経営全般にわたる専門家によるアドバイス等の要望があった場合、信用保証協会において外部専門家を選任し希望中小企業者に対して派遣を行います。

#### ●対象となる方

山形県内で保証対象業種を営んでいる中小企業者、組合、及び新たに保証対象業種を創業しようとしている創業予定者を対象とします。なお、原則として保証利用のある企業、保証利用予定のある企業を対象とします。

#### ●支援の内容

- ・専門家の派遣回数は、原則4回、最大8回です。
- ・専門家派遣に係る費用については、**信用保証協会が原則として全額を負担**します。

#### ●ご利用の方法

ご利用に際しては、事前に信用保証協会職員が訪問します。  
なお、詳細については、下記までお問い合わせください。

## 創業に関する様々な課題を解決したい

185

### 信用保証協会による創業支援

創業予定者が抱える様々な課題を解決するため、信用保証協会の中小企業診断士や外部専門家等が創業計画の策定支援などを実施し、円滑な創業を支援します。

#### ●対象となる方

県内で創業をお考えの方(保証対象業種に限る)。  
ただし、原則として創業時に保証利用予定のある方を対象とします。

#### ●支援の内容

【信用保証協会の中小企業診断士による診断・助言等】

信用保証協会の中小企業診断士が、適切な診断・助言を行いながら、創業予定者に対する支援を行います。

【外部専門家による創業計画策定支援】

信用保証協会の中小企業診断士が支援策を検討します。さらに外部専門家による指導・助言が適切と判断した場合は、外部専門家から創業計画の策定支援を受けることができます。  
なお、外部専門家に係る費用は、**信用保証協会が原則全額負担**します。

#### ●ご利用の方法

信用保証協会の中小企業診断士がご相談に応じますので、まずは信用保証協会窓口までお気軽にお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

山形県信用保証協会  
(巻末 関係機関連絡先一覧参照)

# 地域振興に資する事業を実施する場合に融資を受けたい

186

## 地域総合整備資金貸付事業 (ふるさと融資)

地域振興に資する民間事業者を支援するために、地方公共団体が無利子で融資を行います。

### ●支援の内容

この融資(借入れ)は、貸付対象費用から補助金を控除した額の、35%以内(\* 過疎地等は、45%以内)となり、残りの融資(借入れ)は、民間金融機関から調達していただくことになります。

#### 【融資対象事業の主な要件】

- ①法人格を有する民間事業者(第三セクターも含む)
- ②事業採算性
- ③新規雇用の増加

都道府県・政令指定都市からの融資・・・10人以上が見込まれる

市町村(政令指定都市を除く)の融資・・・1人以上が見込まれる

再生可能エネルギー電気事業の特例・・・1人以上が見込まれる

※ただし、以下に該当するものは、対象事業から除外されます。

- ・第三者に売却又は分譲予定施設
- ・風営法に規定する風俗営業等の用に供される施設

貸付団体	都道府県・政令指定都市	市町村 (政令指定都市を除く)	備考
融資比率	貸付対象費用から補助金を控除した額のうち、35%以内		特例措置(※1)
融資限度額	42億円	10.5億円	特例措置(※2)
融資期間	5年以上15年以内		うち5年以内の据置期間を含みます。
融資利率	無利子		
延滞利息	年14%		
担保	民間金融機関による連帯保証が必要となり、保証料が必要になります。		
返済方法	元金均等半年賦償還		

※1 過疎地域(みなし過疎地域を含む)、離島地域、特別豪雪地帯、東日本大震災被災地域、定住自立圏及び連携中枢都市圏は45%以内です。

※2 地域再生計画認定地域、沖縄県の区域、東日本大震災被災地域、定住自立圏及び連携中枢都市圏は限度額が引き上げられます。(一般地域の約1.25倍)  
融資比率及び限度額の詳しい表は、下記お問い合わせ先、又はホームページ  
URL : <http://www.furusato-zaidan.or.jp/yushi/>にてご確認ください。

※3 各地方公共団体により融資要件が異なりますので、ご検討の際は各地方公共団体までご確認ください。

### ●ご利用の方法

詳しくは下記までお問い合わせください。融資額により、都道府県が貸付ける案件、市町村が貸付ける案件に分かれます。

#### お問い合わせ先

山形県企画振興部 市町村課 理財係

TEL. 023-630-2078 FAX. 023-630-2130

地域経済の活性化に資する事業を行う企業等が金融機関から必要な資金を借入れる場合に、国が利子補給金を支給します。

### ●対象となる事業

地域再生計画「ものづくり山形活性化計画」に定められている事業と合致する事業（新規事業・事業基盤の強化拡張等）

### ●利子補給金の支給期間

指定金融機関が企業等へ最初に貸付けした日から起算して5年間

### ●利子補給率

0.7%以内

### ●募集時期（予定）

例年5回程度受付期間が設けられます。（4月、7月、10月、12月、2月）  
詳しくは内閣府のホームページ等をご確認ください。

### ●指定金融機関（活用したい場合は、以下の金融機関にご相談ください）

（株）山形銀行、（株）荘内銀行、（株）きらやか銀行、（株）七十七銀行、（株）みずほ銀行、（株）三菱東京UFJ銀行、（株）三井住友銀行、山形信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、新庄信用金庫、農林中央金庫、（株）商工組合中央金庫、（株）日本政策投資銀行

### ●融資を受けたい場合に企業等がすべきこと

金融機関からの融資が実行される前に内閣総理大臣と金融機関が利子補給契約書を締結する必要があるため、早めに指定金融機関に手続についてご相談ください。

### ●参考となるホームページ

URL : <http://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110002/saiseikeikaku.html>

URL : <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kankei.html>

### お問い合わせ先

山形県商工労働部 工業戦略技術振興課  
企画振興担当

TEL. 023-630-2696 FAX. 023-630-2695